

2 1 . 5 3

出願人の氏名又は名称が不明な出願の
取扱い

出願人としての法的地位は、願書に出願人として表示して初めて生ずるものであるから、願書に記載されていない者は、出願人として認められないのが原則であるが、願書のみでは出願人の氏名又は名称が不明な場合であっても、願書及び願書に添付された書面全体からみて出願人をうかがい知ることができる場合は、補完指令（特・商）又は却下処分（実・意）とはせず、特許法第17条第3項^{※1}又は実用新案法第2条の2第4項の規定により手続の補正を命ずるものとする（→11. 51）。

（改訂平成28. 4）

^{※1} 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用